

○県指定希少野生動植物の指定

(平成 19 年 10 月 2 日告示第 646 号)

一部改正(平成 27 年 2 月 24 日告示第 85 号)

高知県希少野生動植物保護条例(平成 17 年高知県条例第 78 号)第 7 条第 1 項の規定による県指定希少野生動植物の指定をするので、同条第 5 項の規定により告示する。

1 県指定希少野生動植物の種名

- (1) ツキノワグマ
- (2) ヒナインドジョウ
- (3) イドミミズハゼ
- (4) トビハゼ
- (5) トサシマドジョウ (シマドジョウ 2 倍体性種)
- (6) シオマネキ
- (7) ヒラコベソマイマイ
- (8) ダイサギソウ
- (9) デンジソウ
- (10) マイヅルテンナンショウ
- (11) ヤブレガサモドキ

2 県指定希少野生動植物として指定をする理由

- (1) 1 の(1)の種は、環境省において「保護に留意すべき地域個体群」に指定されており、また、昭和 61 年 11 月高知県告示第 650 号(狩猟獣の捕獲の禁止)において捕獲を禁止する狩猟獣に指定されているものであるが、その保護対策は、いまだ不十分であり、絶滅のおそれがある。
- (2) 1 の(2)の種は、四国の固有種であり、県の西部及び愛媛県にのみ生息する。そのため、四国及びその周辺地域の地史及び淡水魚類相を解明する上で極めて貴重な存在である。また、当該種は、冷水性で、かつ、清流性が強く、泥に覆われない浮き石状の礫(れき)床に潜入し、生息するため、近年、開発行為等による環境の悪化により、一部の水域では、生息が認められなくなっている。更に、その美しい斑紋から観賞魚としての人気が高く、商業目的の乱獲のおそれがある。
- (3) 1 の(3)の種は、西日本の固有種であり、分布域は、広くない。また、当該種は、汽水域の小礫(れき)底に潜入し、地下生活を送るため、水質の汚濁及び河床の劣化(目詰まり)に極めて弱く、1990 年代半ばには、絶滅にひんした。生息状況は、不安定で、1 回の調査による発見数は、20 尾以下であるが、新莊川汽水域は、全国最大の生息場兼産卵場であり、全年級群もそろっている。
- (4) 1 の(4)の種は、生息地及び摂餌場所がいずれも泥干潟であることから、県内における生息地は、極めて限られており、本来、希少な種である。最大の生息

地であった浦戸湾は、散発的に見かける程度の危機的状況にあり、浦の内湾及び仁淀川左岸も絶滅又はそれに近い状態にある。

- (5) 1の(5)の種は、本州及び四国に分布するが、四国内では、本県の新莊川から伊尾木川に至る県の中部から東部までに生息し、比較的分布域が狭い。また、当該種は、清流性が強く、自然度の高い河川の中流域及びその周辺の水路の砂れき礫底に生息するため、開発行為等による環境の悪化により、生息域及び生息数が激減している。
- (6) 1の(6)の種は、浦戸湾、須崎市の桜川の河口、四万十川と竹島川との間の三角州等で生息が確認されているが、その個体数は、少なく、生息域が限定されている。
- (7) 1の(7)の種は、南国市稲生の石灰岩地の固有種であるが、本来、鉢伏山の石灰岩地露頭に多産していたものが石灰岩の採掘によって生息域が狭められ、現在、採掘を逃れた周縁部において、かろうじて種を維持しているものである。
- (8) 1の(8)の種は、園芸のための採取及び草地の管理放棄により絶滅のおそれがある。
- (9) 1の(9)の種は、水質汚染、開発行為等により絶滅のおそれがある。
- (10) 1の(10)の種は、県内では、1911年以降記録がなかったが、最近、県内3箇所において生育が確認された。園芸のための採取等により絶滅のおそれがある。
- (11) 1の(11)の種は、本県がタイプ産地であり、他の2県においてのみ記録がある。開発行為及び里山の管理放棄により絶滅のおそれがある。

3 県指定希少野生動植物の保護に関する指針

- (1) 1の(1)の種については、関係行政機関と連携し、保護対策を検討するとともに、生息調査及び啓蒙活動を行うものとする。
- (2) 1の(2)から(7)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の捕獲等を禁止するものとする。
- (3) 1の(8)の種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。ただし、草地の維持管理において当該種を傷つけることは、この禁止には当たらないものとする。
- (4) 1の(9)から(11)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。

附 則

この告示は、平成19年10月2日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年2月24日から施行する。